

2010年7月2日

弘前市長 葛西憲之 様

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 井上 博夫

代表幹事 土橋 実

代表幹事 畠田 健治

代表幹事 児嶋 研二

事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F 弁護士法人リブレ内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

申し入れ書

下記に述べた理由により、除雪談合住民訴訟の元原告らに対する訴訟費用額確定処分申立の取り下げを求めます。

記

- 1 本件住民訴訟は、弘前市が談合によって被った損害の賠償請求を怠る事実の違法確認を求めたものであり、元原告らの私的利益を目的とするものではなく、公益を図る目的で提起されたものであった。
- 2 今回の訴訟費用額確定処分の申立は、自治体行政のチェックという公益目的のために各種活動に取り組む市民オンブズマン組織が、その取り組みの一つとして住民監査請求や住民訴訟を提起することに対して、重大な萎縮的効果をもたらすものである。
- 3 本件では、談合の存在を疑わせる多くの事実に基づいて訴訟が提起されており、いわゆる濫訴にはあたらない。実際、第一審青森地裁では、2008（平成20）年11月14日に、住民勝訴の判決がなされた。
- 4 本件のようなケースにおいて、敗訴で終わった住民側に対して訴訟費用の支払を強いることは、市民による市政のチェック・是正の活動に対する威嚇となり、ひいては当該自治体の民主主義の発展にとって大きな悪影響を及ぼしかねない。